

東洋電装株式会社に対する勧告について

令和7年12月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、東洋電装株式会社（以下「東洋電装」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第4号（返品の禁止）及び第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項及び第3項の規定に基づき、東洋電装に対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	9010401020356
名称	東洋電装株式会社
本店所在地	東京都港区新橋二丁目10番4号
代表者	代表取締役 小出潔
事業の概要	自動車用の電装部品等の製造販売
資本金	5億9612万5000円

2 違反事実の概要

- (1) 東洋電装は、個人又は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用の電装部品等（以下「製品」という。）の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- (2)ア 東洋電装は、下請事業者に対し、下請事業者から製品を受領した後
- (イ) 当該製品に係る受入検査（※）を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があること等を理由として
 - (ロ) 全数検査により合格とした当該製品に直ちに発見することができる瑕疵があることを理由として
 - (ハ) あらかじめロット単位での抜取検査を行う当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意することなく、当該検査により合格としたロット中の当該製品に直ちに発見することができる瑕疵があることを理由として
 - (ニ) ロット単位での抜取検査により合格としたロット中の当該製品に瑕疵がある可能性があることを理由として

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

令和5年12月1日から令和7年4月30日までの間、当該製品を引き取らせていた。

(※) 東洋電装は、全数検査又は抜取検査といった受入検査を行う製品と受入検査を行わない製品に分類している。

イ 東洋電装は、一部の下請事業者に対し、前記アの製品を引き取らせるに当たり、返品に係る送料を負担させていた。

ウ 返品した製品の下請代金相当額及び送料の額は、総額563万20円である（下請事業者27名）。

(3) 東洋電装は、下請事業者に対して自社が所有する金型及び治工具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和5年12月1日以降、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計907個の金型等を自己のために無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者57名）。

(4) 東洋電装は、下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和5年12月1日以降、当該金型等の回収に当たり、下請事業者に対し、合計221個の金型等の回収に係る費用を自己のために負担させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名）。

(5) 東洋電装は、前記(2)の行為について、令和7年11月7日までに、下請事業者に対し、返品した製品の下請代金相当額及び送料を支払っている。

3 劝告の概要

(1) 東洋電装は、下請事業者に対し、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに次の事項を行うこと。

ア 無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を支払うこと

イ 金型等の回収に係る費用に相当する額を支払うこと

(2) 東洋電装は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア(1) 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(イ) 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせないこと

イ(1) 前記2(3)及び(4)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(イ) 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと

(3) 東洋電装は、今後、下請法に違反することがないよう、次の対応を探るなど社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること。

- ア 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
 - イ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
- (4) 東洋電装は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 前記2(5)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) 東洋電装は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 前記2(5)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)から(4)までに基づいて採った措置
- (6) 東洋電装は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

(参考) 東洋電装の過去の違反行為（令和元年9月30日勧告）

違反行為の概要	【下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）】 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより下請代金の額を減じていた（平成30年年1月～平成31年4月）。
減額金額	下請事業者32名に対し、総額1567万8869円 【勧告前に返還済み】

●下請取引の内容

東洋電装が販売し又は製造を請け負う**自動車用の電装部品等の製造（製造委託）**



電装部品の例（東洋電装提供）

●違反行為の概要

①返品

製品を受領した後、**下請事業者27名**に対し、**約563万円分**（※）の製品を**返品**した（令和5年12月1日～令和7年4月30日）。

- ・受入検査を行っていないにもかかわらず瑕疵があること等を理由とした返品
- ・受入検査合格品について直ちに発見することができる瑕疵があること、瑕疵の可能性があることを理由とした返品

（※）東洋電装が一部の下請事業者に負担させていた返品に係る送料の額を含む。
なお、東洋電装は、下請事業者に対し、返品した製品の下請代金相当額及び送料を既に支払っている。



②不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和5年12月1日以降、

- ・金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者57名**に対し、
合計907個の金型等を自己のために**無償で保管**させていた。
- ・**合計221個の金型等**の回収に係る費用を**下請事業者16名**に**負担**させていた。



保管させている金型等



公正取引委員会による勧告の内容

- 下請事業者に無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額及び金型等の回収に係る費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の社内遵法管理体制を整備することなど

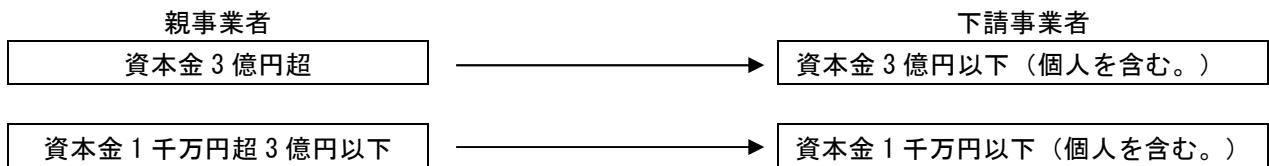
東洋電装は、令和元年9月30日に、下請法違反（減額）で勧告を受けており、今回、下請法全般を対象に再発防止のための社内遵法管理体制の整備（定期的な社内監査、役員を含めた定期的な研修）を勧告した。

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

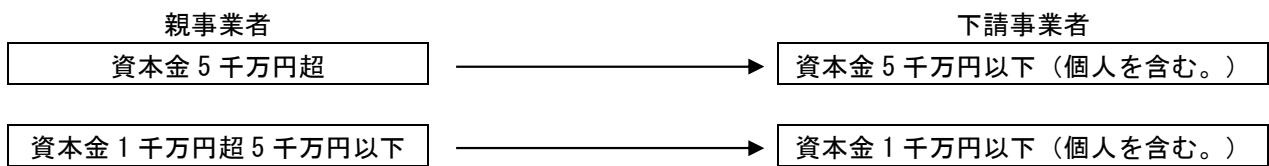
- a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

- b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

- a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

- b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。